令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （ 14.70 ）	－ （ 19.70 ）	2.2 （ 25.0 ）	－ （ 350.0 ）

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が無いことから「－」で表しています。
将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債が無いことから「－」で表しています。
（ ）内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

（単位：%）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	― （ 20.0 ）
下水道事業会計	0.1 （ 20.0 ）

備考　「－」は、資金不足額がないことを表しています。